

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に
関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正（平成29年6月2日公布、平成30年4月1日一部施行）により、高齢者と障害者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられた。

このことに伴い、区が指定権限を有する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにおいて、共生型サービスの基準を定める必要がある。

2 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業所が、共生型地域密着型サービス及び共生型地域密着型介護予防サービスの指定を受ける場合の基準を定める。

3 施行期日

公布の日